

# 所得税の予定納税における 定額減税の取扱いについて

## 定額減税について

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）が実施されることとなりました。

定額減税により、**本人分の定額減税の額（3万円）**に加えて、同一生計配偶者や扶養親族（詳しくは、『予定納税について』をご覧ください。）1人につき3万円が所得税額から差し引かれることとなります。

[定額減税特設サイト](#)



## 予定納税における定額減税の取扱い

### 定額減税に係る減額申請について

同封の『令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』で通知された令和6年分の予定納税額は、第1期分から**本人分の定額減税の額（3万円）**が既に差し引かれています。

※ 特別農業所得者の方の予定納税額については、第2期分から差し引かれています。

予定納税額から同一生計配偶者や扶養親族1人につき3万円の定額減税の額を差し引く場合は、予定納税額の減額申請が必要です（令和6年分の合計所得金額の見積額が1,805万円以下の居住者の方に限ります。）。

### 定額減税のみ追加する場合

予定納税額の減額申請書を簡易的な記載方法により、申請することができます。詳しくは、裏面をご覧ください。

### 定額減税以外の理由

定額減税以外の理由がある場合の記載方法については、このリーフレットによらず、減額申請書（裏面）の書き方や国税庁ホームページをご覧ください。

※ 7月の減額申請を行った後、現況の変化がなければ、11月の減額申請を行う必要はありません。

## 減額申請書の提出期間等

基準日

提出期間

※ 同封の返信用封筒をご利用ください。

7月減額申請

令和6年6月30日

令和6年7月1日（月）～ 同年7月31日（水）

11月減額申請

令和6年10月31日

令和6年11月1日（金）～ 同年11月15日（金）

## 確定申告における取扱い

予定納税額の減額申請に対する承認の有無にかかわらず、令和6年分の確定申告において、本人分に**同一生計配偶者分や扶養親族分**を加えた**定額減税の額**を加味して所得税及び復興特別所得税の額を計算します。

その上で、この所得税及び復興特別所得税の額から予定納税額などを差し引いて、納付すべき税額が確定します。



# 定額減税の追加のみを理由とする減額申請書の簡易的な記載方法

## 減額申請書の記載例

## ポイント

本人 国税太郎 合計所得金額の見積額⑪の金額は、1,805万円以下

妻 国税花子 昭和60年3月3日生まれ  
給与収入の見積額 100万円

子 国税次郎 平成25年5月5日生まれ  
所得なし

◆ 提出先の税務署・提出年月日・住所・氏名・職業・電話番号を記入します。

◆ 「通知を受けた金額」は、税務署から通知された『令和6年分の所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』から転記します。

の予定納税額の通知書（一般用）

予定納税額	第1期分	30,600円
	第2期分	60,600
	合計	91,200

確定申告の際に、予定納税額の合計欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に転記します。

予定納税基準額	181,800円
---------	----------

振替納税利用 金融機関名	○△銀行△△支店
-----------------	----------

◆ 「申請金額」は、③⑨・④③・④④の金額を転記します。

◆ 「減額申請の理由」は、「予定納税特別控除額」を○で囲みます。

◆ 「減額申請の具体的理由」には、同一年計配偶者等の氏名・続柄・生年月日を記入します。

◆ 「本人分④①」は、「30,000」と記入します。

◆ 「同一年計配偶者等分④②」は、同一年計配偶者又は扶養親族1人につき3万円の金額を記入します。

◆ 「合計④③」は、④①と④②の合計額を記入します。

◆ ③⑨・④③・④④は以下のとおり計算して、それぞれ記入します。



令和6年分所得税及び復興特別所得税の  
予定納税額の7月(11月)減額申請書

〒〇〇〇〇-〇〇〇〇	東京都千代田区△△-〇〇	職業	〇〇業
令和6年〇月〇日提出	フリガナ氏名	国税太郎	電話番号
			XXX-XXXX-XXXX

令和6年分の子定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	181,800円	181,800円
子定納税額		
第1期分	30,600	0
第2期分	60,600	31,200

○「通知を受けた金額」欄には、「令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」に記載されている金額をそのまま書いてください。ただし、11月減額申請の場合で、既に7月減額申請により減額の承認があった方は、その「減額申請の承認通知書」から転記してください。

○「申請金額」欄には、下の「申告納税見積額等の計算書」で計算した「申告納税見積額（③⑨の金額）」、「予定納税（④③、④④の金額）」をそれぞれ

1 減額申請の理由（該当する項目を○で囲んでください）  
 災害・失業・失業 災害 退職 医療費 その他（被災者、控除対象扶養親族・障害者等の増加など）  
 予定納税特別控除額 同一年計配偶者又は扶養親族に係る控除額の増加

2 減額申請の具体的理由（例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください）

国税花子（妻 昭和60年3月3日生まれ）  
 国税次郎（子 平成25年5月5日生まれ）

3 添付書類の名称（申告納税見積額等の計算書の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください）

① \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_  
 ③ \_\_\_\_\_ ④ \_\_\_\_\_

申告納税見積額等の計算書（書き方は裏面を参照してください）

申告納税見積額等の計算書		申告金額	
令和6年分の所得金額の見積額	申請金額	課税される所得金額	申請金額
営業等・農業①		①に対する額	①
不動産②		②に対する額	②
利子③		③に対する額	③
配当④		④に対する額	④
給与⑤		⑤に対する額	⑤
雑⑥		⑥に対する額	⑥
総合課税・一時⑦		⑦に対する額	⑦
合計（総合課税）⑧		⑧に対する額	⑧
合計所得金額⑨		⑨に対する額	⑨
社会保険料控除⑩		⑩に対する額	⑩
小規模企業共済等控除⑪		⑪に対する額	⑪
生命保険料控除⑫		⑫に対する額	⑫
地震保険料控除⑬		⑬に対する額	⑬
寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者配偶者（特別）控除⑭		⑭に対する額	⑭
扶養控除⑮		⑮に対する額	⑮
基礎控除⑯		⑯に対する額	⑯
特別控除⑰		⑰に対する額	⑰
医療費（特例）控除⑱		⑱に対する額	⑱
寄附金控除⑲		⑲に対する額	⑲
合計⑳		⑳に対する額	⑳
申告納税見積額（⑨+⑰）	181,800	申告納税見積額（⑨+⑰）	181,800
予定納税		本人分④①	30,000
特別控除額		同一年計配偶者等分④②	60,000
合計	90,000	合計④③	90,000
子定納税額		第1期分④④	0
第2期分④⑤	31,200	第2期分④⑤	31,200

### 「同一年計配偶者等分④②」の計算

「国税花子」………30,000円  
 「国税次郎」………30,000円  
 「同一年計配偶者等分④②」60,000円

予定納税	本人分④①	④①	30,000
特別控除額	同一年計配偶者等分④②	④②	60,000
合計	合計④③	④③	90,000

令和6年分の子定納税額について次のとおり減額の申請をします。

	通知を受けた金額	申請金額
予定納税基準額又は申告納税見積額	A円	D
子定納税額		
第1期分	B	E
第2期分	C	F

(1) A = D = 「申告納税見積額③⑨」

(2) B - 「同一年計配偶者等分④②」 = 「第1期分④③」 = E

※ 第2期分(11月)の申請 C - 「同一年計配偶者等分④②」 = 「第2期分④④」 = F

(3) C - (2)で引ききれない額 = 「第2期分④⑤」 = F

(2)(3)の計算結果が0以下の場合は、「0」となります。